



情報通

2021. December 12月号

発行：東京税理士会
 情報システム部・デジタル化委員会
 題字：神津 信一（四谷）
 （税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。）

第五世代税理士用電子証明書の取得について

情報システム部委員 井村 明博

第五世代税理士用電子証明書（紫色）の取得申込みが本年6月28日より始まりまし。既に多くの会員の方が新しいカードを取得されていると思われます。第四世代税理士用電子証明書（黒色）の使用期限が2021年12月31日までと迫っており、同電子証明書を使ったオンライン申込みは12月27日までです。まだ取得をされていない会員の方は早めに手続きすることをお勧めします。

1. 電子証明書の申込みについて

電子証明書の申込みには、①オンラインによる申込み、②郵送による申込みの2種類があります。

【①オンラインによる申込み】：オンラインでの申込みには、現在お持ちの第四世代税理士用電子証明書を使用する方法と、ご自身のマイナンバーカードを使用する方法の2種類があります。どちらの方法も日税連のマニュアルが非常にわかりやすく解説しておりますので、そちらをご参照ください。第四世代税理士用電子証明書を使用する方法、マイナンバーカードを使用する方法のいずれも（日税連公式サイトへアクセス⇒「会員専用」ページへログイン※⇒データライブラリ⇒情報システム委員会ページ⇒電子認証・電子申請）よりご確認ください。なお、オンライン申込みの場合には、印鑑証明書や住民票の写しなどの公的書類等が不要となります。

【②郵送による申込み】：郵送での申込みには、利用申込書に必要事項を記入・押印の上、以下の公的書類（発行日から3か月以内の原本）を添付して指定の返信用封筒で郵送します。利用申込書の送付依頼は、日税連電子認証課（TEL：03-5435-0940）までご連絡をお願いします。なお、電子署名法の規定により、添付書類を含め一切の申込書類の返却はできませんのでご了承ください。

①利用申込書	
申込者全員必要な公的書類	②印鑑登録証明書 ③住民票の写し、住民票記載事項証明書、広域交付住民票のいずれか（マイナンバー、本籍の記載は不要）
該当者のみ必要な書類	旧姓登録者で住民票の写しに旧姓の記載がない場合 戸籍謄本（抄本）、戸籍事項全部証明書、個人事項証明書のいずれか へボン式、訓令式以外の氏名ローマ字表記を希望する場合 ローマ字標記申請書（有効なパスポート等のコピーを貼付したもの）

2. 手数料の支払いについて

初回申込みの際には、1枚目は無料、2枚目より2,200円の手数料がかかります。紛失等により2回目以降の申込みの場合には、1枚5,000円、2枚7,200円の手数料がかかります。手数料が発生した場合、電子証明書の発送と同時期に、別途請求書が送付されます。支払期限までに銀行振込又はコンビニにて支払ってください。なお、コンビニ支払いの場合には、決済手数料が別途かかります（銀行振込の場合には各銀行に定められた振込手数料がかかります）。

3. 電子証明書の受取りについて

日税連で申込内容を審査し、不備がなければ本人限定受取郵便にて電子証明書が送付されます。通常、日税連に申込データ又は申込書類が到着してから発送までに2～3週間程度かかります。

そのため、これから申込みをする方は、この記事をお読みいただいた後、直ちに申込みの手続きをしないと、12月31日の第四世代ICカードの有効期限までに取得できない可能性がありますので注意が必要です。

- ①電子証明書は、本人限定受取郵便で申込者本人宛に郵送されます。
 ②本人限定受取郵便は、送付先（税理士事務所）管轄の郵便局（本局）

に留め置かれます。

- ③郵便局から税理士事務所に本人限定受取郵便が到着した旨の通知書が送付されます。なお、留め置かれた郵便局（本局）での受取りが困難な場合、連絡のうえ他の郵便局に転送することができます。
 ④申込者本人が、下記の4点を持参のうえ郵便局に行き、本人確認がなされた後、郵便物を受取ります。
 a. 本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証+年金手帳等）、b. 通知書、c. 印鑑、d. 税理士証票



4. 電子証明書受取後の作業

①受領書の送信

受領後、電子証明書の動作確認と内容確認を行った上で、受領書の送信が必要です。受領書の送信方法は、送付された電子証明書と同封されている『第五世代税理士用電子証明書 受領書送信マニュアル』を参照の上、手順に従って送信してください。期限まで（電子証明書の発送から30日以内）に受領書の送信がなかった場合、第五世代税理士用電子証明書が失効してしまうので、注意が必要です。

②第五世代税理士用電子証明書のe-Tax、eLTAXへの登録

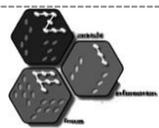
電子証明書の動作確認を行い、受領書の送信が完了しただけでは、実際の申告の際に使用することができません。忘れずに行っていたきたい作業が、e-Tax、eLTAXへの新しい電子証明書の登録です。

この作業を行わずに電子申告を行うと、申告書送信後エラーとなるので注意が必要です。e-Taxへの登録は、e-Taxホームページからウェブ版のe-Taxソフトより行うことができます。eLTAXへの登録は、eLTAXホームページからPCdeskをインストールして行うことができます。詳しい登録の手順については、本会の動画マニュアルが非常にわかりやすく解説しておりますので、本会公式サイトトップページの【第五世代ICカードを取得した税理士の方へ】e-Tax・eLTAXで使用するICカードの更新・登録作業が必要です！のバナーよりご参照ください。なお、お使いのベンダーソフトによっては、そのソフトから登録作業を行うことができる場合もありますので、その場合には各ベンダー会社にお問い合わせください。

5. その他留意点

オンライン申込み時には、お使いのパソコンのカレンダー設定を西暦に設定する必要があります。カレンダーを和暦等に変更している場合は再設定が必要となります。なお、オンライン申込後は設定を元に戻していただいで結構です。

※ 日税連会員専用ページにアクセスする際のユーザー名、パスワードは本会までご照会ください。



「税理士情報フォーラム2021」ウェブ配信のご案内 ～関係ないじゃすまされない！電子帳簿保存法大改正～

今年の本会情報システム部主催「税理士情報フォーラム」の動画配信日程及びコンテンツは以下のとおりです。

配信日程：令和3年12月13日（月）～令和4年3月31日（木）の期間限定配信

◆ 以下の3講演は、本会会員専用ページ内研修サイト「東京会マルチ」にて配信します ◆		
基調講演	テーマ：令和3年度電子帳簿保存法改正の概要と顧問先への電子化アドバイスのポイント～顧問先への電子化相談の進め方～ 講師：税理士 袖山 喜久造 氏	3時間
ミニセミナーⅠ	テーマ：電子帳簿保存法（電子取引編）一問一答ポイント解説 講師：税理士 若林 俊之 氏	1時間
ミニセミナーⅡ	テーマ：電子帳簿保存に関する情報セキュリティ対策 講師：独立行政法人情報処理推進機構（IPA）	1時間

※ 受講時間の申請は、動画視聴後に赤く表示される【受講記録を登録します】ボタンより、動画後半に表示される確認コード（4桁）と受講日を入力の上、視聴後は速やかにご登録ください（登録締切日：令和4年4月5日（火）まで）。

◆ 以下の動画は本会会員専用ページ内「税理士情報フォーラム2021特設サイト」にて配信します ◆
 ※注※ 以下は研修受講時間には算入されませんのでご了承ください。

- ① 電子取引データ保存について（事務処理規程・検索機能の確保・ファイルの検索方法など全5本）
 ② 税務会計ベンダー社によるタイムスタンプ付与について

※ 以上の動画は、映像の録音・録画・配信ページに掲載する講演資料のデータの無断掲載・再配布を禁止いたします。